システム開発基本契約書

第1条 前文

株式会社トモノカイ(以下「トモノカイ」という。)と株式会社GIG(以下「GIG」という。)は、トモノカイが自ら塾講師の求人のために使用する塾講師ステーションシステムの新規開発及びこれらに付随関連する業務(以下「委託業務」という。)を委託し、GIGが委託業務を受託するに際して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第2条 委託業務

- 1. GIGは、本契約及び個別契約に定める内容に従い、委託業務を行うものとする。
- 2. 委託業務の内容・範囲を変更する場合、双方協議のうえ、書面による合意によりこれを行わなければならないものとする。
- 3. 追加業務を要する場合には、トモノカイ及びGIGは協議のうえ、個別契約、 変更契約又は追加契約にて、追加業務の内容、委託料の金額その他必要な事項 を定めるものとする。

第3条 定義

本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

① 本件ソフトウェア

本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など個別契約において定めるもの

② 要件定義書

本件ソフトウェアの機能要件(トモノカイの要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。)及び非機能要件(機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件、セキュリティ要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。)をとりまとめた文書

③ 外部設計書

要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書

④ システム仕様書

要件定義書及び外部設計書

⑤ 中間資料

委託業務の遂行過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び 検査仕様書に該当しないすべてのもの

⑥ 第三者ソフトウェア

第三者が権利を保有するソフトウェア(サーバ用OS、クライアント用OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDBなどを含む。)であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの(但し、FOSSを除く。)

 \bigcirc FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

⑧ 要件定義

共通フレーム2013の利害関係者の識別、要件の識別、要件の評価、要件の合意、要件の記録に相当するもの

⑨ 外部設計

共通フレーム2013のシステム要件の定義、システム要件の評価及びレビュー に相当するもの

⑩ 内部設計

共通フレーム2013のシステム方式の確立、システム方式の評価及びレビュー に相当するもの

⑪ システム結合

共通フレーム2013のシステム結合、テスト準備及びシステム結合の評価に相当するもの

② システムテスト

共通フレーム2013のシステム適格性確認テストに相当するもの

⑬ 導入・受入支援

共通フレーム2013のソフトウェア導入、ソフトウェア受入れ支援に相当するもの

(4) 運用テスト

共通フレーム2013の運用テスト及びサービスの提供開始、業務及びシステム の移行に相当するもの

① セキュリティ

本件ソフトウェアにより記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報及び本件ソフトウェア自体(以下「当該情報等」という。)の漏えい、滅失又は毀損(以下「セキュリティインシデント」という。)の防止その他の当該情報等の安全管理のために必要な措置が講じられることをいうものとする。

第4条 委託業務に関する責任

- 1. トモノカイ及びGIGは、委託業務の円滑かつ適切な遂行のためには、双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、トモノカイ及びGIG双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。
- 2. トモノカイ及びGIGは、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。
- 3. GIGは、納期までに委託業務の遂行が完了できるよう本契約及び個別契約並びに関係資料において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に務め、これに適切に対処するものとする。

第5条 個別契約等

- 1. トモノカイ及びGIGは別途個別契約において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。但し、各個別契約に共通する事項については、トモノカイ及びGIG双方の協議の上、あらかじめ定めることができるものとする。
 - (1) 発注年月日
 - (2) 名称
 - (3) 準委任型又は請負型の別
 - (4) 具体的作業内容(範囲、仕様等)
 - (5) 作業スケジュール
 - (6) 納期又は作業期間・作業工数

- (7) GIGがトモノカイの委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所
- (8) 連絡協議会の運営に関する事項
- (9) トモノカイがGIGに提供する情報、資料、機器、設備等
- (10) 委託料・費用及びその支払方法
- (11) 支払期限
- (12) 検査又は確認に関する事項
- (13) その他当該個別契約の遂行に必要な事項
- 2. 本契約の定めは、個別契約に対して共通に適用されるものとする。但し、個別 契約においては、本契約と異なる定めをすることができるものとし、その場合 における個別契約の定めの内容が、本契約の定めと矛盾する場合は、個別契約 の定めの効力が優先するものとする。

第6条 責任者

- 1. トモノカイ及びGIGは、自己の従業員又は役員の中から委託業務に関する責任者をそれぞれ選任し、当事者間の連絡及び調整に従事させる。なお、委託業務の遂行に関する連絡、確認等を行う際は、本契約に基づき選任した責任者を通じて行うものとする。
- 2. GIGは、前項の定めに従い責任者を選任する場合は、委託業務の遂行に関して十分な能力又は経験を有する者を選任しなければならないものとする。
- 3. トモノカイ及びGIGは、自らの責任者を変更する場合、事前に書面(電磁的 方法による場合を含む。)により相手方に通知の上、変更することができるも のとする。
- 4. トモノカイは、GIGの責任者が委託業務の遂行につき支障があると判断した場合、GIGにその理由を書面により明示したうえで、当該責任者の変更等必要な措置を求めることができるものとする。

第7条 業務従事者

- 1. GIGは、委託業務を遂行するに足る十分な能力をもつ者を、業務遂行等を行う担当者(以下「業務従事者」という。)として選任するものとする。
- 2. トモノカイは、GIGに対して理由を明示した上で、GIGの業務従事者の変 更を要求することができ、GIGは当該変更要求について検討の上、対応を行 うものとする。

第8条 連絡協議会

- 1. 業務遂行状況等の確認及び協議等のためにトモノカイが連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の開催を求めた場合、GIGはこれに応じるものとし、トモノカイ及びGIGは連絡協議会を開催する。
- 2. GIGは、連絡協議会に自己の業務従事者、責任者その他適当な者を出席させるものとする。
- 3. GIGは、連絡協議会において、別途トモノカイが指定する様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、委託業務の推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。

- 4. トモノカイ及びGIGは、委託業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項 について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならな い。
- 5. GIGは、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これをトモノカイに提出し、その承認を得た後に、トモノカイ及びGIG双方の責任者がこれに記名押印又はこれに代わる電磁的処理若しくはこれらに代わるものとしてトモノカイ及びGIGが合意した措置(以下これらを総称して「記名押印等の措置」という。)をとった上、それぞれ1部保有するものとする。GIGは、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から3営業日以内に作成して、これをトモノカイに提出し、トモノカイは、これを受理した日から3営業日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、GIGが作成した議事録を承認したものとみなすものとする。
- 6. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検 討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を 行う当事者の記載を含むものとする。

第9条 要件定義作成支援業務

- 1. GIGは、トモノカイが作成したシステム構想書、システム化計画書等に基づいて、トモノカイによる要件定義書の作成作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)についての個別契約をトモノカイとの間で締結した上、要件定義作成支援業務を提供し、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、トモノカイの作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって、トモノカイによる要件定義書の作成作業につき調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。
- 2. トモノカイ及びGIGは、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての連絡協議会(以下「要件定義検討会」という。)を開催し、相手方は、これに参加するものとする。

第10条 要件定義書の確定

- 1. 前条の場合、トモノカイが要件定義書の作成を完了した時は、トモノカイ及び GIGは、個別契約において定める期間内(以下「要件定義書の点検期間」という。)に要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行う ものとし、適合することを確認した証としてトモノカイ及びGIGの責任者が 要件定義書に記名押印等の措置をとるものとする。
- 2. 前項の点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと 判断された場合、トモノカイは、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、ト モノカイ及びGIGは再度前項の点検、確認手続を行うものとする。
- 3. 第1項による記名押印等の措置が完了した場合、又はトモノカイが要件定義書の点検期間内に書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、要件定義書の点検期間の満了をもって要件定義書は確定したものとする。

第11条 要件定義作成支援業務の完了

- 1. GIGは、要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了のいずれか 最も早く到来したときから5営業日以内に、業務終了報告書を作成し、トモノ カイに提出する。
- 2. トモノカイは、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の点

検期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。

- 3. トモノカイは、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印等の措置をとった上、GIGに交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。
- 4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、トモノカイが書面で異議を述べない場合には、トモノカイは要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
- 5. 要件定義書の確定前に要件定義書作成支援業務が終了する場合で、トモノカイが当該確定のためになお要件定義書作成支援業務を要するときは、トモノカイ及びGIGは、追加の要件定義書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

第12条 外部設計書作成業務

- 1. GIGは、外部設計書作成業務についての個別契約をトモノカイとの間で締結 した上、確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成 業務を行う。
- 2. トモノカイ及びGIGは、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成についての連絡協議会(以下「外部設計検討会」という。)を開催し、相手方はこれに参加するものとする。

第13条 外部設計書の確定

- 1. GIGは、個別契約に定める期日までに、外部設計書及び外部設計書検収依頼 書(兼納入書)をトモノカイに納入する。
- 2. トモノカイは、個別契約において定める期間(以下「外部設計書の点検期間」という。)内に外部設計書が、確定された要件定義書並びに外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証としてトモノカイ及びGIG双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印等の措置をとるものとする。
- 3. 前項の点検の結果、外部設計書が、確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、GIGは、協議の上定めた期限内に修正版を作成してトモノカイに提示し、トモノカイは再度前項の点検、承認手続を行うものとする。
- 4. 第2項による記名押印等の措置が完了した場合、又は外部設計書の点検期間内にトモノカイが書面で異議を述べない場合には、トモノカイは外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を確定したものとする。

第14条 ソフトウェア開発業務

GIGは、ソフトウェア開発業務についての個別契約をトモノカイとの間で締結した 上、確定されたシステム仕様書に基づき、本件ソフトウェアのソフトウェア開発業務 (内部設計からシステムテストまでを含む。)を行う。

第15条 ソフトウェア開発業務の納入物の納入

- 1. GIGは、トモノカイに対し、ソフトウェア開発業務についての個別契約で定める納期までに個別契約所定の納入物を検収依頼書(兼納入書)とともに納入するものとする。但し、実際の納入日は、予めトモノカイ及びGIG双方が協議の上で決する。
- 2. トモノカイは、納入物の納入があった場合、第17条に従い検査を行う。

- 3. 検収完了以前に生じた納入物の滅失、損傷その他の損害は、トモノカイの責めに帰すべきものを除きGIGが負担し、検収完了後に生じた納入物の滅失、損傷その他の損害は、GIGの責めに帰すべきものを除きトモノカイが負担するものとする。
- 4. トモノカイ及びGIGの責めに帰すことができない事由により納入の滅失、損傷その他の損害が生じ、これによりGIGが納入物を納入できない場合は、トモノカイは、本契約又は個別契約を解除することができる。

第16条 検査仕様書の作成及び承認

- 1. GIGは、トモノカイと協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、トモノカイに提出するものとする。この場合において、トモノカイはシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印等の措置をとった上、GIGに交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、GIGは、協議の上定めた期間内に修正版を作成してトモノカイに提示するものとし、トモノカイは再度上記点検、承認手続を行うものとする。
- 2. トモノカイは、14営業日以内に検査仕様書の点検を終えるものとし、トモノカイが検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。

第17条 本件ソフトウェアの検収

- 1. トモノカイは、納入物のうち本件ソフトウェアについては、納入を受けた後14日以内(以下「検査期間」という。)に、前条の検査仕様書に基づき検査を行うものとし、検査に合格したときは、GIGに対して書面により(電磁的方法による場合を含む。)検査合格の通知を行い、これをもって検収完了とする
- 2. 本件ソフトウェアの引渡しは、トモノカイが納入物の検査を行い、検収合格通知がGIGに到達したときに完了するものとする。
- 3. 検査の結果、本件ソフトウェアが不合格となった場合、トモノカイはGIGに対して、その具体的理由を記載した不合格通知書を交付するものとする。
- 4. 検査期間内に、前項の不合格通知が交付されなかった場合には、検査期間の経 過をもって、本件ソフトウェアは検査に合格し、引渡しが完了したものとみな す。
- 5. 本条第3項の場合、トモノカイはGIGに対して、当事者間で協議の上定めた期間内に、GIGの費用と責任において、修補、代替物の納入、不足分の引渡し(これらを以下「履行の追完」という。)、又は代金減額を行うことを請求できる。なお、GIGは、履行の追完をした場合には、再度検査を受けるものとし、以後同様とする。

第18条 ソフトウェア運用準備・移行支援業務

1. GIGは、ソフトウェア運用準備・移行支援業務について個別契約をトモノカイとの間で締結した上、善良な管理者の注意をもって、トモノカイが行う本件ソフトウェアの導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、トモノカイのために必要な支援を行うものとする。

- 2. GIGは、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了後又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから5営業日以内に、業務終了報告書を作成し、トモノカイに提出する。
- 3. トモノカイは、個別契約に定める期間(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。
- 4. トモノカイは、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印等の措置をとった上、GIGに交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。
- 5. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内に、トモノカイが書面 で異議を述べない場合には、トモノカイはソフトウェア運用準備・移行支援業 務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
- 6. 個別契約に定めるソフトウェア運用準備・移行支援業務の作業期間の満了又は 作業工数分の作業実施終了後も、トモノカイが引き続き当該支援業務を必要と するときは、トモノカイ及びGIGは、追加のソフトウェア運用準備・移行支 援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

第19条 変更管理手続

- 1. トモノカイ及びGIGは、確定したシステム仕様書、検査仕様書又は第20条により承認される中間資料を変更するときは、その内容、理由等を明記した書面(以下「変更提案書」という。)を相手方に交付し、変更の提案を行うことができるものとする。
- 2. トモノカイ及びGIGは、相手方から変更提案書を受領した場合、当該受領日から5営業日以内に、連絡協議会において変更の可否につき協議するものとする
- 3. 前項の協議の結果、変更を可とする場合は、トモノカイ及びGIG双方の責任 者が、変更提案書(協議の結果、変更がある場合は変更後の内容とする。以下 同じ。)を承認の上、記名押印等の措置をとるものとする。
- 4. 前項による記名押印等の措置をもって、変更が確定するものとする。なお、当該変更が本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、トモノカイ及びGIGはすみやかに変更契約を締結するものとし、当該変更契約をもって変更が確定するものとする。
- 5. 連絡協議会における協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、委託料及び その他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、トモノカイが個別契約の続 行を中止しようとするときは、トモノカイは個別契約を解約することができ る。

第20条 中間資料の承認

- 1. GIGは、中間資料について、トモノカイの承認を書面で求めることができる。
- 2. トモノカイは、前項の承認請求を10営業日以内(以下「中間資料の点検期間」という。)に点検し、その結果を書面に記名押印の上、GIGに交付するものとする。
- 3. トモノカイは、合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示してGIGに回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発業務を円滑に促進するため、トモノカイは合理的理由のない限り、保留した承認について適時に前項の点検結果をGIGに交付するものとす

る。

- 4. トモノカイは、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を 述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。
- 5. トモノカイから承認された中間資料の内容の変更は、前条の変更管理手続によってのみこれを行うことができるものとする。

第21条 未確定事項の取扱い

- 1. 要件定義書又は外部設計書の点検期間内において、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうちトモノカイのやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という。)がある場合、未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を確定することができるものとする。
- 2. トモノカイは、納期又は作業期間、委託料その他の本契約又は個別契約の重要 部分に影響を及ぼさない場合に限り、GIGに通知することにより当該未確定 事項の内容を決定することができるものとする。
- 3. 未確定事項が本契約又は個別契約の重要部分に影響を及ぼす場合には、トモノカイは、GIGに対し、前条に定める変更提案書を交付するものとし、第19条の変更管理手続の定めに従い未確定事項を確定させるものとする。

第22条 契約不適合責任

- 1. 納入物(本条において外部設計書等トモノカイが確定した書面を含む。) について、要件定義書及び外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤りあるいはシステム仕様書との不一致、納入物が通常期待される品質・性能を欠くこと及びバグその他不具合(以下「契約不適合」という。) が発見された場合、GIGの責任と負担をもって当該納入物の履行の追完を行い、又は契約不適合によって委託者に生じた損害を賠償しなければならない。但し、GIGがかかる修補の責任を負うのは、トモノカイが当該契約不適合を知ってから12か月以内にトモノカイから請求された場合に限るものとする。
- 2. 契約不適合により本契約又は個別契約の目的を達成できない場合、トモノカイは、本契約又は個別契約を解除できるものとする。但し、トモノカイが解除し うるのは、トモノカイが当該契約不適合を知ってから12か月以内に限るものとする。
- 3. 契約不適合によって塾講師ステーションシステムの稼働の継続が困難となり、 旧システムに復旧する必要が生じた場合、GIGは、トモノカイに対し、当該 復旧に最大限協力するものとする。

第23条 報告義務

GIGは、トモノカイから求められたときは、委託業務の履行状況につき、すみやかにトモノカイに報告するものとする。なお、GIGは、トモノカイが求めたときは、トモノカイの指定に従い、当該報告事項に関する資料を提供するものとする。

第24条 保証等

GIGは、納入物が、本契約及び個別契約に基づき特定される仕様・品質基準・納入物の利用目的に適合すること、納入物が一般的に通常期待される品質・性能を備えること、納入物が通常の利用環境で使用された場合に正常に使用することができ、かつバグその他不具合がないこと、及び納入物が第三者の知的財産権及び所有権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

第25条 第三者ソフトウェアの利用

- 1. GIGは、委託業務の遂行にあたって、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、利用の必要性、有用性、第三者ソフトウェア利用によるメリット・デメリット、その利用情報等を、書面に記載し、トモノカイにその利用を提案するものとする。
- 2. トモノカイは、前項所定のGIGの提案を自らの責任で検討・評価し、第三者 ソフトウェアの採否を決定する。
- 3. 前項に基づき、トモノカイが第三者ソフトウェアの利用を決定する場合、トモノカイは、自己の費用と責任において、当該第三者ソフトウェアにかかるライセンス及び保守等の契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、GIGは、第三者ソフトウェアに関してトモノカイがかかる必要な措置を講じることができるよう、必要な情報収集、整理、提供や措置のための補助など支援協力(GIGが第三者ソフトウェアの利用許諾権限を有する場合は、トモノカイに対しライセンス等を行うことを含む。)を行うものとする。
- 4. GIGは、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、これに関し責任を負わないものとする。但し、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは過失によって知らずに告げなかった場合はこの限りでない。

第26条 FOSSの利用

- 1. GIGは、委託業務の遂行にあたって、FOSSを利用するときは、そのFOSSの利用許諾条件、機能、特徴、開発管理者の名称、各種制限、品質性能等、FOSSの利用判断に関する情報を、書面に記載し、トモノカイにFOSSの利用を提案し報告するものとする。トモノカイがFOSSの利用に関し情報の提供を求めたときは、GIGはいつでもその提供を行うものとする。
- 2. トモノカイは、前項所定のGIGの提案を自らの責任で検討・評価し、FOSSの採否を決定する。
- 3. GIGは、FOSSに関して、著作権その他の権利侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、責任を負わないものとする。但し、第1項所定のFOSS利用の提案時に権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは過失により知らずに、それを告げなかった場合は、この限りでない。

第27条 委託料

- 1. トモノカイは、GIGに対し、委託料として、個別契約で定める委託料を支払 うものとする。但し、GIGは、トモノカイの責めに帰すべき事由以外によ り、個別契約の業務の全部又は一部が履行することができない場合、トモノカ イに対して受領した委託料を返還し、又は発生している委託料の支払いを免除 する義務を負うものとする。
- 2. トモノカイは、委託料を、個別契約で定める支払期限(当該期限の末日が金融機関の休業日にあたる場合、その前営業日)までに、GIGの別途指定する金融機関口座に振り込むものとする。なお、委託料の振込にかかる手数料はトモノカイの負担とする。
- 3. トモノカイが、委託料の支払を怠ったときは、支払期限の翌日から完済まで年 3%の割合による遅延損害金をGIGに対して支払うものとする。但し、GI Gがトモノカイの責めに帰すべき事由以外の事由により、本契約又は個別契約 に定める義務を履行しない場合、当該委託料の支払義務を負わず、義務の履行

まで支払いを留保できるものとする。

- 4. トモノカイは、委託業務の変更、経済情勢、その他の合理的な事由が生じた場合、GIGに対し、委託料の変更のための協議を申し入れることができるものとする。
- 5. 本契約又は個別契約において別に定める場合を除き、委託料以外の委託業務の遂行に要する費用の負担については、トモノカイ及びGIGの協議により定めるものとする。

第28条 費用

- 1. トモノカイは、個別契約において定めた費用及び別途書面をもって合意した費用に限り、委託料とは別途負担するものとし、その他の諸費用、経費等についてはすべて委託料額に含まれるものとする。
- 2. 費用の支払方法、支払期限等については、個別契約又は別途合意をもって定めるものとする。

第29条 貸与資料等

- 1. トモノカイは、GIGに対し、トモノカイが委託業務の遂行に必要と判断した 資料等を開示、貸与又は供与その他の方法により無償で提供するものとする。
- 2. GIGは、前項に基づきトモノカイから貸与された資料等を善良なる管理者の 注意をもって管理するものとする。なお、当該資料等は委託業務遂行の目的の 範囲内に限り使用することができるものとする。
- 3. GIGは、当該資料等が減失又は毀損した場合、トモノカイに対し、その状況をすみやかに報告するものとし、トモノカイからの指示がある場合にはこれに従った措置を講ずるものとする。なお、GIGは、当該資料等の滅失又は毀損がトモノカイの責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、当該資料等を修補又は改修、若しくは代替品を提供し、又はこれによってトモノカイが被った損害を賠償するものとし、トモノカイの求めに応じて今後の予防策等を講じ、それをトモノカイに対して報告しなければならないものとする。
- 4. GIGは、本契約又は個別契約が終了したとき、委託業務の遂行上不要となったとき、又はトモノカイから要求があったときは、当該資料等を、遅滞なくトモノカイに返還し又はトモノカイの指示に従った処置を行うものとする。なお、トモノカイの定める相当期間内に返還し又はトモノカイの指示に従う処置を行わない場合には、トモノカイはGIGの事業所内に立ち入り、当該資料等の引き取り又は破棄等をすることができるものとする。
- 5. GIGによる履行遅滞、不能又は納入物の契約不適合その他不具合等により、トモノカイに損害が生じた場合、その損害の発生がトモノカイから貸与される資料等の提供の懈怠、遅延又は欠陥、並びにトモノカイによる指示の誤りに起因するものであっても、GIGはその損害を賠償する責任を免れるものではない。なお、GIGは、トモノカイによる指示の誤り、トモノカイから貸与された資料等に欠陥等を発見した場合には、遅滞なくその旨をトモノカイに通知するものとする。

第30条 作業場所等

- 1. GIGは、委託業務に関して、作業場所を定める場合は、個別契約で別途定め た作業場所において遂行するものとする。
- 2. GIGは、委託業務の遂行に必要な範囲に限り、トモノカイより提供される作業場所を使用することができるものとし、トモノカイの事業所に立ち入って委託業務を行う場合は、トモノカイにおける秩序維持、防犯、情報管理及び施設

管理のため、トモノカイの内部規程、社内ルール、その他諸規則を遵守しなければならない。

第31条 所有権の帰属

GIGが本契約及び個別契約に従いトモノカイに納入する納入物の所有権は、納入物の確認時ないし検収完了時をもって、GIGからトモノカイへ移転する。

第32条 著作権の帰属

- 1. 委託業務の遂行の過程で生じた納入物その他の成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、当該権利の発生と同時に全てトモノカイに帰属するものとする。但し、GIGが従前から保有していた著作物であって別途書面に明示されたものはGIGに留保されるものとする。なお、GIGからトモノカイに移転する著作権の対価は、トモノカイがGIGに支払う委託料に含まれるものとする。
- 2. トモノカイは、前項但書によりGIGに著作権が留保された著作物につき、成果物を使用又は利用するために必要な範囲で、追加の対価の支払いその他何らの制約を課されることなく、自ら使用若しくは複製、翻案その他の利用を行い、又は第三者をしてこれらの使用又は利用を行わせることができるものとする。
- 3. GIGは、トモノカイ又はトモノカイの指定する第三者に対し、著作者人格権 を行使しないものとする。

第33条 知的財産権等の取扱い

- 1. 委託業務遂行の過程において生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等にかかる知的財産権(特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。)をいう。)に関する権利(以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」という。)は、当該権利の発生と同時に全てトモノカイに帰属するものとする。但し、GIGが従前から保有していた著作物であって別途書面に明示されたものはGIGに留保されるものとする。
- 2. トモノカイは、前項但書によりGIGに留保された知的財産権等につき、成果物を使用又は利用するために必要な範囲で、追加の対価の支払いその他何らの制約を課されることなく、自ら知的財産権等を実施し、又は第三者をしてこれらの実施を行わせることができるものとする。
- 3. GIGは、委託業務遂行の過程において知的財産権等が発生した場合、トモノカイにこれを通知しなければならない。

第34条 第三者の権利の利用等

- 1. GIGは、委託業務に際して第三者の権利等を利用する場合は、事前にトモノカイの承諾を得た上で、GIGの費用により利用するものとする。
- 2. GIGは、成果物に第三者の権利を利用し又は含まれていた場合、GIGの費用と責任により、成果物にかかる権利の全てをトモノカイに帰属させ、又はトモノカイが自由に成果物を利用するために必要な一切の措置をとらなければならない。
- 3. GIGが前項の措置をとりえない場合、GIGはトモノカイに対し、受領した 委託料を返還するものとする。

第35条 第三者の権利侵害等における対応

- 1. GIGは、委託業務の遂行過程において、第三者の知的財産権及び所有権その他一切の権利を侵害しないことをトモノカイに対し表明し、保証するものとする。
- 2. 本契約に関連して第三者の権利を侵害することその他の理由により、トモノカイ又はGIGが第三者から何らかの請求、異議申立てを受け、又は訴訟が提起される等の紛争が生じたときは、GIGは、自らの責任と費用でこれを解決するものとし、トモノカイに何ら損害を及ぼさないものとする。
- 3. GIGは、本契約に関連して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するお それがあることを知ったときは、すみやかにトモノカイに通知しなければなら ない。

第36条 セキュリティ

- 1. GIGが納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、トモノカイ及びGIGは、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、ソフトウェア開発業務を開始する前までにセキュリティ仕様を確定させ、書面により定めるものとする。
- 2. セキュリティ仕様に関する協議に際しては、トモノカイは、GIGに対し、本件ソフトウェアが稼働する環境の機器、ソフトウェア及びネットワークの構成等に関する情報その他セキュリティ仕様を確定するために必要な情報を適時に提供しなければならない。
- 3. 確定したセキュリティ仕様は、システム仕様書の一部を構成するものとし、その変更が必要となった場合は、第19条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。
- 4. トモノカイ及びGIGは、セキュリティ仕様の確定後から納入物の納入までに、本件ソフトウェアに関して、確定したセキュリティ仕様では対応できないセキュリティ上の脅威又は脆弱性があることを知ったときは、遅滞なく相手方に書面により通知する。かかる通知書は、第19条第1項に定める変更提案書に該当するものとし、トモノカイ及びGIGは、第19条第1項各号の事項に加え、セキュリティ上のリスクを検討し、セキュリティ仕様の変更の要否を決定する。
- 5. GIGは、委託業務が完了するまでの期間、本件ソフトウェアに関して、確定したセキュリティ仕様では対応できないセキュリティ上の脅威又は脆弱性があることを知ったときは、トモノカイに通知するものとする。なお、トモノカイとGIGとの間において別途契約を締結しない限り、GIGは、納入物のセキュリティ上の影響範囲の分析、納入物に対する対策の立案、実施等の義務を負わない。
- 6. GIGは、トモノカイに対し、システム仕様書に記載されたセキュリティ仕様 に従って本件ソフトウェアのセキュリティ対策を講じる義務を負うにとどまり、 本件ソフトウェアに関してセキュリティインシデントが生じないことを保証す るものではない。
- 7. GIGは、本件ソフトウェアに関して、確定したセキュリティ仕様では対応できないセキュリティ上の脅威又は脆弱性に関する情報を収集する義務を負わないものとし、GIGの主任担当者又は業務従事者が個別契約の目的を達することができないような脅威又は脆弱性があることを知りながら(重大な過失によって知らなかったときを含む。)、トモノカイに通知をしなかった場合を除き、本契約における義務違反を問われない。

GIGは、書面により事前にトモノカイの承諾を得た場合に限り、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、GIGは、再委託先に対して、本契約においてGIGが負う義務と同等の義務を負わせ、当該再委託先の行為について連帯して責任を負うものとする。

第38条 非常事態への対応

GIGは、非常事態ないし委託業務の遂行に支障をきたすおそれがある事故が発生した場合等緊急を要するときは、トモノカイに対し、トモノカイの指定する方法によってすみやかに報告するものとし、トモノカイの指示がある場合はこれに従って、非常事態に対応する義務を負う。

第39条 監査等

- 1. GIGは、本契約の終了から3年間、委託業務の遂行過程において作成した資料等を保管し、トモノカイの要請に応じて当該資料等を提出しなければならない。
- 2. トモノカイは、GIGに対して事前に通知することなく、GIGの事業所、作業場所、その他GIGの管理する施設等に立ち入り、委託業務遂行状況、情報管理体制等を調査・確認することができるものとする。調査の結果、問題があると判断した場合には、トモノカイはGIGに対して改善を要求し、GIGに改善結果の報告を求めることができるものとする。

第40条 競業禁止等

- 1. GIGは、本契約の終了後、3年間に限り、自己又は第三者のために、トモノカイ事業と同一又は類似する事業を行ってはならないものとする。但し、事前にトモノカイの書面による承諾を得た場合を除く。
- 2. トモノカイ及びGIGは、相手方の役員又は従業員(契約形態、名称を問わず、正社員、パートタイマー、契約社員、派遣社員その他社内で業務を行う者をいう。)を勧誘し、トモノカイから引き抜き又は引き抜こうとする行為、退職を促す行為その他のこれに類する行為を行ってはならないものとする。

第41条 損害賠償

- 1. トモノカイ及びGIGは、本契約及び個別契約に関連して、相手方の責めに帰すべき事由により自己に損害が生じたときは、相手方に対し、当該損害(紛争解決に要した弁護士費用及び人件費、第三者からの損害賠償請求、紛争解決のため第三者に対し任意に支払った金額並びに逸失利益を含む。)の賠償を請求することができるものとする。
- 2. 前項の損害賠償金額は、トモノカイがGIGに対し本契約及び個別契約に基づき支払う委託料相当額の合計額を上限とする。
- 3. 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

第42条 秘密保持義務

- 1. トモノカイ及びGIGは、委託業務遂行のため相手方より提供を受けた営業上 又は技術上その他一切の情報のうち、相手方が秘密である旨明示して開示した 情報及び性質等に鑑みて通常秘密情報として取り扱われるべき情報(以下「秘 密情報」という。)を厳重に保管・管理するものとする。但し、次の各号の一 に該当する情報については秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受ける前に公知であったもの

- (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
- (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
- (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
- 2. トモノカイ及びGIGは、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第 三者に開示、漏えいしてはならない。但し、法令により開示義務を負うとき又 は法律上権限ある官公署により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限 り、開示することができるものとする。この場合、トモノカイ及びGIGは、 事前に相手方に通知しなければならない。
- 3. トモノカイ及びGIGは、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を得なければならない。
- 4. トモノカイ及びGIGは、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報(その複製物を含む。)の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとする。

第43条 個人情報の取扱い

- 1. トモノカイ及びGIGは、委託業務の遂行に際して相手方より受託した個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条1項に定義される「個人情報」をいう。)を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び本契約並びに個別契約の定めを遵守し、委託業務の目的以外に、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはならないものとする。また、トモノカイ及びGIGは、法令で定める場合を除き、第三者に対して個人情報を提供してはならないものとする。
- 2. トモノカイ及びGIGは、個人情報の取扱に関わる責任者を選任し、個人情報の記録媒体の引渡しについては、社会通念上、安全で確実と認められる方法によるとともに、個人情報の記録媒体を施錠可能な場所に保管し、又は十分なセキュリティを備えた情報システム内で管理するものとする。なお、個人情報の不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の危険に対し、合理的な安全対策を講じるものとし、個人情報の目的外利用・漏えい・流出等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育等適切な措置を講じるものとする。
- 3. トモノカイ又はGIGにおいて、万一、個人情報の漏えい・流出等の事故が発生した場合は、トモノカイ又はGIGは、相手方に対し、直ちにその旨を報告した上で、漏えい等の原因を調査し、すみやかに調査の結果を報告するものとする。なお、この場合、トモノカイ又はGIGは、再発防止措置を策定の上、相手方に対し遅滞なくその内容を書面にて通知するものとする。
- 4. トモノカイ又はGIGは、相手方からの求めに従い、個人情報の管理状況に関して監査を受け、又は報告を行う義務を負うものとする。この場合、相手方は個人情報の管理状況について改善を求めることができるものとし、合理的な理由がない限り、トモノカイ又はGIGはこれに従うものとする。
- 5. 本契約又は個別契約が終了し、又は委託業務が完了した場合には、トモノカイ 又はGIGは、相手方より受託した個人情報を直ちに返却し、破棄し、又は消 去する。なお、当該返却、破棄又は消去は、個人情報の漏えいが生じない方法 により行うものとし、相手方からの指定がある場合にはこれに従うものとす る。

第44条 解除等

- 1. トモノカイ及びGIGは、相手方が本契約又は個別契約に違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2. トモノカイ及びGIGは、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰 責事由の有無にかかわらず、何らの催告なしに直ちに本契約又は個別契約の全 部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 営業の許可取消し又は停止等があったとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき
 - (5) 和税公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (9) 第49条の権利義務の移転禁止条項に違反したとき
 - (10) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (11) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
 - (12) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
- 3. 本契約の解除は、トモノカイ又はGIGの相手方に対する損害賠償請求権の行 使を妨げるものではない。
- 4. トモノカイ又はGIGが本条第2項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとする。

第45条 中途解約

- 1. 前条その他に定める解除の場合のほかに、トモノカイは、1か月前までにGIGに対し書面をもって通知することにより、本契約又は個別契約を中途解約することができるものとする。
- 2. トモノカイが前項の中途解約権を行使したことによりGIGに損害が生じた場合は、トモノカイは当該損害の賠償責任を負うものとする。

第46条 中途成果物の取扱い

- 1. 本契約又は個別契約が期間途中で終了した場合、トモノカイが要求する場合には、GIGはトモノカイに対し、中途成果物を引き渡すものとする。
- 2. 前項の場合、トモノカイはGIGに対し中途成果物の対価を支払うものとする。その際の中途成果物の対価は、委託業務遂行にGIGが要した費用、工数等に基づき、トモノカイが合理的に算定した金額とする。

第47条 引継ぎ義務

GIGは、トモノカイが希望する場合、トモノカイ又はトモノカイが指定する第三者に対して、委託業務と同等の業務を行うために必要となる引き継ぎ業務を無償で行うものとする。

第48条 通知義務

1. トモノカイ及びGIGは、次の各号に定める事由を相手方に対して通知するも

- のとし、これらの事項に変更が生じた場合も同様とする。
- (1) 連絡窓口担当者
- (2) 連絡先の電話番号
- (3) 連絡先メールアドレス
- (4) 住所又は所在地
- (5) 商号
- (6) 代表者
- (7) その他、契約締結時に相手方に通知している適宜の情報
- 2. トモノカイ及びGIGは、次の各号に定める事由が生じた場合、又は生じる可能性がある場合は、すみやかに相手方に対して通知しなければならない。
 - (1) 営業譲渡又は合併その他経営上の重要な変更
 - (2) 定款における事業目的の変更
 - (3) 代表者、商号又は名称その他重要な組織の変更
 - (4) 財産状況、経営状況の悪化
 - (5) その他の営業上重大な変化

第49条 権利義務の移転禁止

トモノカイ及びGIGは、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約又は個別契約上の権利・義務又は地位を第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

第50条 不可抗力

トモノカイ及びGIGが、以下各号に定める事情に起因して相手方に損害を生じさせたとき、かかる当事者はその責を負わないものとする。ただし、トモノカイ又はGIGの責めに帰すべき場合を除く。

- (1) 自然災害、疫病、火災及び爆発
- (2) 戦争、暴動及び内乱
- (3) 公権力による命令処分
- (4) ストライキ
- (5) システム障害、通信障害
- (6) その他前各号に準ずる事態

第51条 反社会的勢力の排除

- 1. トモノカイ及びGIGは、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有 すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると 認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有

すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に 非難されるべき関係を有すること
- 2. トモノカイ及びGIGは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当 する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、 又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. トモノカイ及びGIGは、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約又は個別契約を解除することができるものとする。
- 4. トモノカイ及びGIGは、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第52条 有効期間等

- 1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了日の 1か月前までに契約当事者のいずれかから別段の申出がないときは、自動的に 同条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2. 本契約又は個別契約の終了時に、本契約又は個別契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで、なお本契約及び当該債務に関する個別契約が適用されるものとする。

第53条 存続条項

第3条、第22条、第24ないし第26条、第29条、第31条ないし第36条、第38条ないし第42条、第46条、第47条、第50条、第51条、第52条第2項、第53条ないし第55条、その他本条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず、本契約が終了した後も引き続きその効力を有する。

第54条 準拠法及び管轄等

- 1. 本契約及び個別契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとする。
- 2. 本契約及び個別契約に関する紛争については、訴額に応じ東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、調停を行う場合についても同様とする。

第55条 誠実協議

本契約(本契約に関連する個別合意又は個別契約を含む。)の規定の解釈に疑義が生じ、又は本契約に規定なき事態が生じた場合、トモノカイ及びGIGは、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとする。

以上の通り本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、トモノカイと GIGは、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

トモノカイ: 東京都渋谷区渋谷2-12-24

東建・長井ビル5階

株式会社トモノカイ

代表取締役 徳岡 臣紀

GIG: 東京都中央区日本橋浜町1-11-8

ザ・パークレックス日本橋浜町4階

株式会社GIG

代表取締役 岩上 貴洋

G I G I 岩上貴洋